

25
まもろう
憲法25条

いのちのとりで裁判 全国アクション NEWS



発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで 検索

07号 2021年4月発行

札幌地裁は、不当判決！



渡辺達生 弁護団事務局長

国は、2013年8月から3回に分けて、生活扶助基準(生活保護基準のうち生活費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)の引下げを行いました。この引下げに対し、全国29都道府県で1000人を超える生活保護利用者が裁判を起こしています。札幌地裁でたたかわれている新・人間裁判(札幌地裁では、裁判の名称としてこの名称を使っています)は、原告数が132人(判決時)と全国の裁判の中でも最も原告が多い裁判です。

新・人間裁判は、2014年11月の提訴から6年4カ月を経て、2021年3月29日に判決が言い渡されました。皆さんもご存じのとおり、札幌地方裁判所民事第2部(武部知子裁判長)は、残念ながら、原告らの請求を棄却するという不当判決を言い渡しました。武部裁判長は、3月17日には同性婚を一切認めていないことは法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとの判決を下しましたが、我々が訴えた生活保護の問題は、彼女の琴線に触れることはありませんでした。

生活保護引下訴訟の判決としては、昨年6月の名古屋地裁(原告敗訴)、本年2月の大阪地裁(原告勝訴)に続く3件目の判決です。

この事件の最も重要な争点は、生活扶助基準の引下げをした厚生労働大臣の判断が、厚生労働大臣の裁量権の範囲をはずれ、濫用しており、生活保護の基準の策定について規定した生活保護法8条に違反するとともに、憲法25条の生存権を侵害するものであるか否かという点です。最高裁は、老齢加算廃止に関する裁判で、生活保護に関する厚生労働大臣の裁量権の範囲について、統計等の客観的数値と

の合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査するとしています。

今回の引下げについていえば、削減額の大半は、デフレ調整(物価が平成20年から平成23年にかけて4.78%の下落があったこと)を理由に行われました。しかしながら、4.78%の物価の下落という数字は、生活保護世帯が実際には殆ど購入しないパソコンや液晶テレビの価格の下落により生まれたもので、生活保護世帯の生活実態を全く無視したものであります。また、4.78%という数字も国際基準を外れた計算方法で計算されたものです。

原告が敗訴した判決(名古屋・札幌)も原告が勝訴した判決(大阪)も、表面的には上記の同じ基準をもとに判断をしていますが、国にやさしい判断をした2つの地裁は原告が敗訴、国に厳しい判断をした大阪地裁は原告が勝訴と判断が分かれています。

生活保護引下訴訟は、全国の弁護団が一致協力して裁判を進めていますが、札幌地裁の敗訴判決についても、全国の弁護士が我がこととして議論をしています。敗訴判決の大きな要因は、生活保護利用者の厳しい生活実態をリアルに明らかにすること、4.78%という物価の下落が偽装であることを明らかにすることが不十分であったことだと反省しています。全国の皆さんと一緒に、これらの問題点を乗り越え、控訴審で逆転する所存です。

控訴審でも皆さんのご支援をお願いします。

「これで健康で文化的な生活と言えるのか」、「生活保護費を元に戻して！」 原告の声届かず…

(判決後の「報告・総決起集会」での4人の原告の挨拶より)

後藤昭治・原告団長(83才・札幌市厚別区)



原告の皆さん、支援して下さったみなさん、長い間の裁判のたびに、傍聴や集会に参加していただきことに、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

先ほどの判決を受け、悔しい気持ちでいっぱいです。その思いを、志半ばで亡くなった原告のみなさんとともにかみしめているところでございます。

私、後藤昭治は、このまる6年間、原告153人の原告団長として、2013年から3力年間に渡って行われた生活扶助費の引き下げに対して、裁判の先頭に立ってこの引き下げの不当さを裁判所ではもちろん、集会や街頭でも訴え続けてまいりました。係争もまる6年経過した今、私、83才になりました。心が弱くなることもありましたが、この裁判で勝つまで頑張らなければならないとの思いが、私を支えてくれました。

そして、裁判が開かれるたびに原告二人が裁判官に向かって生活保護費が引き下げられたことで、どのような生活になったかを陳述させてもらってきました。政府の偽装するまでの引き下げによって、多くの原告の方は食費を削ったということです。3食を2食にするか、おかずの量を少なくするか、また内容がわるくなったなど食事を楽しんで食べることができなくなったのです。また、夜になって半額になった肉や魚を買ってきて小分けにして冷凍しておく、スーパーの弁当が半額になるのを待って買ってくる、30分も歩いて遠くのスーパーに出向いて一週間の食品を買ってくるなど涙ぐましい努力をしている内容を切々と述べてきました。

その悲痛な生きざまが裁判官のみなさんに伝わらなかったのかと思うと、とても悔しいです。

しかし、これで終わりではありません。弁護士の先生たちにご苦労はかけますが、控訴をしてもらって闘い続ける覚悟です。このことが、生活保護をめぐるこれからの闘いの全ての人たちにつながるものと思っています。これからも命ある限り、みなさんと一緒に頑張っていくことを述べさせていただきます、お礼のことばとさせていただきます。本当にありがとうございました。



吉田弦一・副団長(73才・札幌市北区)



みなさん、ご苦労様です。思いがけない判決で…。実は私、勝つと思い込んで原稿を用意していたので、原稿なしです。

勝手に自分で、女性の裁判長なので生活のいろいろと細かいところまで拾い上げてくれるものだと思っていましたけれども、全く逆で、物価偽装の恩恵には全くほど遠い我々の思いをことごとく却下してくれました。これからどういうかたちで私たちは運動をしていけばいいのか、咄嗟には思い浮かばないんですけれども、でもここまで何もわからない私たちを、裁判の中で少しずつ勉強させていただきながら引っ張っていただいた弁護団の先生たち、支援者のみなさん、やっぱり期待を裏切るわけにはい

きません。先ほど弁護団長がおっしゃっていた「明るく、笑いをもってとりくむ」、たとえ今はカラ元気でも(涙声)、またみんなで一つの方向に向かって、元気でやっていけるように知恵を出し合って頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。



菊地 繭美さん (57才・札幌市東区)



判決を聞いて、とても悲しく思ったんですけども。それでも前に向かって進んでいただけます。私、いつも裁判の時に思うんですけども、何もいっぱいたくさんくれと言っているわけではなく、普通に笑って、普通に生活して、普通にやっていくことが、どうしてこんなに難しくなっているんだろうと、いつも思っています。本当に笑って生活したいだけなのになア～って。どうしてそういうことがわかってもらえないんだろうなアって。本当にそう思っています。

裁判も、たくさんいろんな方に来ていただきまして、本当に来るたびにいつも勉強させていただいております。なので、これからも前に向かって、とにかく元気にやっていけたら、きっ

とみんなの笑顔や笑いが(涙声)、大きな国とか政治とかを大きく変えていけるのではないかと心から思って、今日は判決を聞いていました。どうもありがとうございました。

鳴海 真樹子さん (48才・札幌市白石区)



今日は、私も勝てると思ってそのことだけ頭に描いてきたんですけども、本当に悔しさと腹立つ！という気持ちでいっぱい、この悔しい！腹立つ！気持ちを次に向けていきたいと思えます。

それで、先ほどから弁護団長や弁護団事務局長がおっしゃっていた通りに、電化製品を新品で私たちは買えないんですよ。その話をもってくるのが本当に不思議なことと怒りでいっぱい、ずっと原告は意見陳述や証人尋問をして、その中身を訴えてきたにもかかわらず、それが伝わってないということが本当に残念です。

これから、もっともっとみなさまにわかっていただけるように、私も工夫しながらもっともっと多くの方々に広げていきたい。そして最後まで、ここにいるみなさん、マスコミの皆さんも含めて、本当にご支援、これからもよろしくお願いします。



1万4千筆超の署名を提出しました。ご協力ありがとうございました！



福岡地裁では再び勝利を！

2021年5月12日(水)午後2時 判決



年金裁判とともに勝訴を目指す

いかんよ貧困・福岡事務局長（県労連副議長）

懸谷 一

大阪勝訴判決に続くぞ

2015年に始まった福岡における生存権裁判は、いよいよ5月12日、判決が言い渡されます。大阪地裁判決に続いて勝利判決を勝ち取るために全力を尽くしています。

子どもの貧困の解消・最低賃金の引き上げも視野に

裁判の半年前に、生健会、年金者組合、県労連などが集まり、生活保護と年金の2つの違憲訴訟を支援する会を立ち上げることを決めました。会議では、福岡県のこどもの貧困率が全国平均を大きく上回る23%になったこと、非正規社員の全労働者に占める割合は政府統計で初めて40%を超えたことなどが報告され、二つの違憲訴訟の根っこにある貧困と格差の解消をはじめとして最低賃金を全国一律・時給1000円（1500円）の運動などと2つの裁判勝利とあわせて闘うことを決めました。

10月19日生活保護基準引き下げ違憲訴訟は裁判傍聴には160人、報告集会には110名が参加。続く11月10日の年金引き下げ違憲訴訟に130人が参加。10月19日の報告集会を「いかんよ貧困・福岡」結成総会として開催し、2つの裁判の闘いが始まりました。

コロナ禍でも精力的な宣伝活動

昨年7月31日に福岡地裁で出された年金裁判に対する判決は、国の言い分をなぞっただけの不当な判決です。これまで会として、2カ所で宣伝行動を行ってきました。福岡市のJR博多駅博多口で毎月1回の昼休み時間帯で、4月5日には50回目の宣伝行動を26人で行い500個のチラシ入りのティッシュを配布し、ハンドマイクで訴えました。北九州市は小倉北区旦過市場で4月19日に27回目の宣伝を10人で行いました。



大阪地裁の勝利判決以降は、新聞を拡大コピーした大きなパネルに駆け寄ってきて写真を撮る青年や、パネル見て「よかった」と声をかける人など共感が広がっています。

大阪地裁に続く勝利をめざして奮闘中です。

<いのちのとりにて裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年会費をお振り込みください。

年会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりにて裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408（読み ヨンゼロハチ）【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

- ①個人or団体の口数、②名前(所属)
 - ③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
- ご記入の上、いのちのとりにて裁判全国アクション事務局まで FAX(06-6363-3320)してください。